

東京大学ブラスアカデミー規約

第一章 総則

第一条（名称）

本サークルは、東京大学ブラスアカデミーと称する。

第二条（目的と活動方針）

- 一、本サークルは、「吹奏楽を楽しむ」ことを目的とする。
- 二、前項の目的を達するため、団員は以下の各号に掲げる活動方針を遵守しなければならない。
 - ①演奏者は、合奏中は指揮者の指示に従うこと
 - ②演奏者は、合奏時間外は指揮者に自主的に意見すること
 - ③団員は、①②の事項を実現する環境を整備すること

第三条（所在地）

本サークルの所在地は、東京都目黒区駒場三丁目八番地一号 東京大学駒場キャンパス キャンパスプラザ A204 とする。

第四条（活動内容）

- 本サークルは、第二条に定める目的・活動方針を達するため、次の各号に掲げる活動を行う。
- ①毎週月曜日、木曜日、土曜日に行われる定期練習
 - ②練習の成果を発表する演奏会、又はこれに類する各種行事
 - ③必要に応じて開催する親睦会等の各種行事
 - ④その他、本サークルの目的達成に必要と認める活動

第五条（入団条件）

本サークルへの入団は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- ①本サークルの理念及び規約に賛同し、遵守して活動する意思がある者
- ②他の団員と円滑に交流を行えると推定される者
- ③東京大学又は東京大学大学院の学生である者

第六条（団員の義務）

団員は、次の各号に掲げる事項を義務として行わねばならない。

- ①運営への参加
- ②所定の金額の団費の納入
- ③その他、運営会議の議決及び規約等で定められたこと

第七条（休団・退団）

団員は次の各号に掲げる規定に従い、幹部の認可を受けた後、休団及び退団することができる。ただし、休団期間は一ヶ月以上でなければならない。また、休団の際の団費については、第三十条にて定める。

- ①休団届及び退団届を副代表に提出すること
- ②退団の際は、提出月までの全ての団費を会計係に納めていること
- ③休団の際は、その期間を明記し、休団後期間変更が生じた場合は、直ちに代表まで届けること

第八条（団員の意思によらない除名）

次の各号のいずれかに該当する団員を、本人の意思に関わらず除名することができる。

- ①第五条の要件に該当しない
 - ②第六条の義務を遂行しない
 - ③虚偽の申告等があり、団員相互の信頼関係が阻害される場合
 - ④反社会的行為を行っていることが判明した場合
 - ⑤その他、本サークルの趣旨に基づき所属が適当でないと判断される場合
- 第九条（活動年度）

活動年度は、前年度の定期演奏会の翌日に始まり、当該年度の定期演奏会当日に終わる。

第十条（解散）

本サークルは、次の各号に掲げる事由により解散するものとする。

- ①団員数が五人を下回ったとき
- ②団員全員が解散に合意したとき

第十一条（免責事項）

本サークル及び本サークルの団員は、サークル活動に伴い生じた団員の事故等に関し、いかなる責任も負わず、各団員の自己責任とする。

第二章 組織

第十二条（組織）

第二条第二項③号に掲げる活動方針を達するため、本サークルは、執行委員からなる運営会議、幹部を組織として置く。

第十三条（最高機関）

運営会議は本サークルの運営における最高機関であり、その議決は団員の総意であるとする。

第十四条（係等）

本サークルは、組織の専門的業務により機動性を確保するため、係等を設置する。各係は、係チーフと係員とから構成され、その改廃や内部規約については、別途定める。

第十五条（執行委員）

次の各号に掲げる役職を執行委員とし、団員の総意に基づいて選出する。ただし、任期を一活動年度とし、その選出に前々条の規定は適用されない。

- ①代表……………本サークルの代表者として、一切の最終的責任を負う。
- ②正指揮……………本サークルの音楽活動を主導する。
- ③副代表……………代表を補佐する。
- ④副指揮……………正指揮を補佐する。
- ⑤各種係チーフ……各係の代表者として、その係の一切の責任を負う。
- ⑥各種係員……………各係の事務作業を行う。

第十六条（執行委員の資格）

前条①号、②号に定める執行委員は東京大学に所属する三年生の団員、前条③号、④号、⑤号、⑥号に定める執行委員は東京大学に所属する二年生の団員とする。ただし、団員の総意に基づいた上で例外を認める。

第十七条（執行委員の定員）

第十五条に定める執行委員の定員は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 代表、正指揮、副代表、副指揮……………それぞれ一名とする。
- ② 各種係チーフ……………一つの係につき一名とする。
- ③ 各種係員……………別途定める。

第十八条（運営会議）

第十五条①号、②号、③号、④号、⑤号に定める執行委員で運営会議を構成する。ただし、団員の総意に基づいた上で、必要に応じて例外を認める。また、その責任者は代表が務めることとする。

第十九条（運営会議の業務）

前条の機関は、各号に掲げる事項について、とりまとめ及び決定を行う。

- ①規約に基づく本サークルの運営
- ②幹部による運営の監査と承認
- ③その他、本サークルの運営上、必要なこと

第二十条（幹部）

第十五条①号、②号、③号、④号に定める執行委員で幹部を構成する。

第二十一条（幹部の業務）

前条の機関は、各号に掲げる事項について、とりまとめ及び決定を行う。

- ①本サークルの運営方針の決定
- ②前号に基づく、運営会議に付すべき事項の原案作成
- ③規約及び運営会議の議決に基づく、緊急を要する本サークルの運営
- ④入団の許可及び除名処分に関すること
- ⑤その他、本サークルの運営上、緊急に必要なこと

第二十二条（執行委員の解任）

次の各号のいずれかに該当する場合は、幹部又は運営会議の議決により当該執行委員の地位を解任することができる。

- ①本人からの辞職の意思表示があった場合
- ②職権の不当行使があった場合
- ③その他、本サークルの執行委員として相応しくない行為を行った、又はその事由が発生した場合

第二十三条（執行委員の欠員補充）

執行委員に欠員が生じた場合は、幹部又は運営会議の議決により補充することができる。ただし、任期は第十五条に定める期間を前任者から継続して計算したものである。

第三章 会計

第二十四条（収入）

本サークルは、団費、及び補助金、助成金などの収入をもって運営する。第二十五条（会計年度）

会計年度は、第九条に定める活動年度にもかかわらず、その年の一月一日から十二月三十一日までとする。

第二十六条（団費）

団費は次の各号に掲げる区分を定め、必要に応じ金額を設定し団員から集金する。

- ①入団費
- ②毎月の団費
- ③行事等分担金
- ④その他、必要により設定する特別団費

第二十七条（入団費）

本サークルの入団費は、入団月の団費をもって入団費とする。

第二十八条（団費の金額）

本サークルの団費は次の各号で定めた金額であり、その月の最終週までに会計係まで納めるものとする。

- ①全練習回数のうち、出席すべき回数が六回以上のとき、月に3千円とする。
- ②①に該当しない場合、月に千円とする。

第二十九条（団費の遡及徴収）

前条②号に基づいて団費を納めたにもかかわらず、同項の要件に該当しなくなった場合、その団員は同条①号の要件に該当するものと見なされ、不足額を支払わなければならない。

第三十条（休団者の団費）

休団者には前条の規定は適用されず、その団費については次の各号にて特別に定める。

- ①月に千円、ただし二千円をその累積上限とする。
- ②休団期間の終了した月の最終週までに、第二十八条に定めるその月の団費と合わせて会計係まで納めることとする。

第四章 改定

第三十一条（改定）

一、本規約は、全団員の過半数の同意をもって改定することができる。

二、本規約の改定は、幹部全員、かつ運営会議の過半数の発議によるものとする。

第五章 最高法規

第三十二条（最高法規）

本サークルにおける規約・議決・その他決定事項は、全てこの規約に則っていないなければならない、これに反する一切の決定は無効とする。

第三十三条（規約尊重擁護の義務）

本サークルの団員は、この規約を尊重し擁護する義務を負う。

第六章 補足

第三十四条（紛失団費の弁償）

本サークルの所有する楽器を紛失した場合、その団員は全額自費にて当該楽器を弁償しなければならない。

第七章 附則

第三十五条

本規約は、令和2年4月1日から施行する。

以上